

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
文部科学省高等教育局高等教育企画課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

環境省より、神奈川県伊勢原市において令和4年9月25日（日）に回収されたハヤブサ1羽の衰弱個体（その後死亡）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出された旨の発表があり（別紙1）、政府においては、鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議が開かれ、情報共有がなされたところです（別紙2）。

各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

記

1. 一般的な感染予防対策の徹底

児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底させること。

2. 児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」(別紙3)を参考にし、

- (1) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- (2) 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- (3) 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- (4) 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- (5) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

また、鳥や動物を飼育している場合については、

- (6) それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

(本件照会先)

<学校における保健管理について>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

TEL 03-5253-4111 (内線 2976)

FAX 03-6734-3794

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

FAX 03-6734-3734

<専門高校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL 03-5253-4111 (内線 2384)

FAX 03-6734-3727



環境省報道発表

令和 4 年 9 月 29 日 (木)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について
(陽性確定 神奈川県伊勢原市 (野鳥国内 1 例目))

<神奈川県同時発表>

1. 神奈川県伊勢原市で令和 4 年 9 月 25 日 (日) にハヤブサ 1 羽の衰弱個体が回収され、その後死亡。同年 9 月 26 日 (月) に簡易検査を実施したところ、A 型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 上記について、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、同年 9 月 29 日 (木) に高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N1 亜型) が検出された旨の報告がありました。
3. 本事例は、今シーズンで一例目の、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認事例となります。
4. 国内単一箇所が高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを令和 4 年 9 月 29 日 (木) 付けで「対応レベル 2」に引き上げ、野鳥における監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表 : 03-3581-3351
直 通 : 03-5521-8285
室 長 : 東岡 礼治
室長補佐 : 村上 靖典
専 門 官 : 庄司 亜香音
担 当 : 兼松 賢人

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視 重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	種名	結果 判明日	結果	結果 判明日	結果	指定日
野鳥国内1例目	9/25	神奈川県	伊勢原市	死亡野鳥 (傷病保護 され、その 後死亡)	ハヤブサ	9/26	陽性	9/29	H5N1 亜型 高病原性 鳥インフ ルエンザ	9/26

■ 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル※については、本日付で「対応レベル2」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

※対応レベル

対応レベル1	発生のない時（通常時）
対応レベル2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

ただし、近隣国発生情報等により、国内での発生状況にかかわらず、対応レベルを上げることもあり得ます。

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考)

野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

- ・ 環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- ・ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

以上

関係府省庁連絡会議幹事会

農林水産省

令和4年9月29日

1	高病原性鳥インフルエンザとは	…	1
2	過去の発生事例～近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応	…	2
3	欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況	…	3
4	北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況	…	4

1 高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 原因（病原体）

○ I Eが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス

元気消失



(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

2 過去の発生事例～近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

<平成15年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～3月…3府県4事例 約27万羽 (山口県、大分県、京都府)
(※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生)

<平成18年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～2月…2県4事例 約16万羽 (宮崎県、岡山県)

<平成22年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

11～3月…9県24事例 約183万羽 (島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県)

<平成26年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

4月…1県1事例 約10万羽 (熊本県)
12～1月…4県5事例 約35万羽 (宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県)

<平成28年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

11～3月…9道県12事例 約166万羽 (青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県)

<平成29年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽 (香川県)

<令和2年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

11～3月…18県52事例 約987万羽 (香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県)

<令和3年度の発生> H5N1亜型/H5N8亜型 (高病原性)

11～5月…12道県25事例 約189万羽 (秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道)

<平成17年度の発生> H5N2亜型 (低病原性)

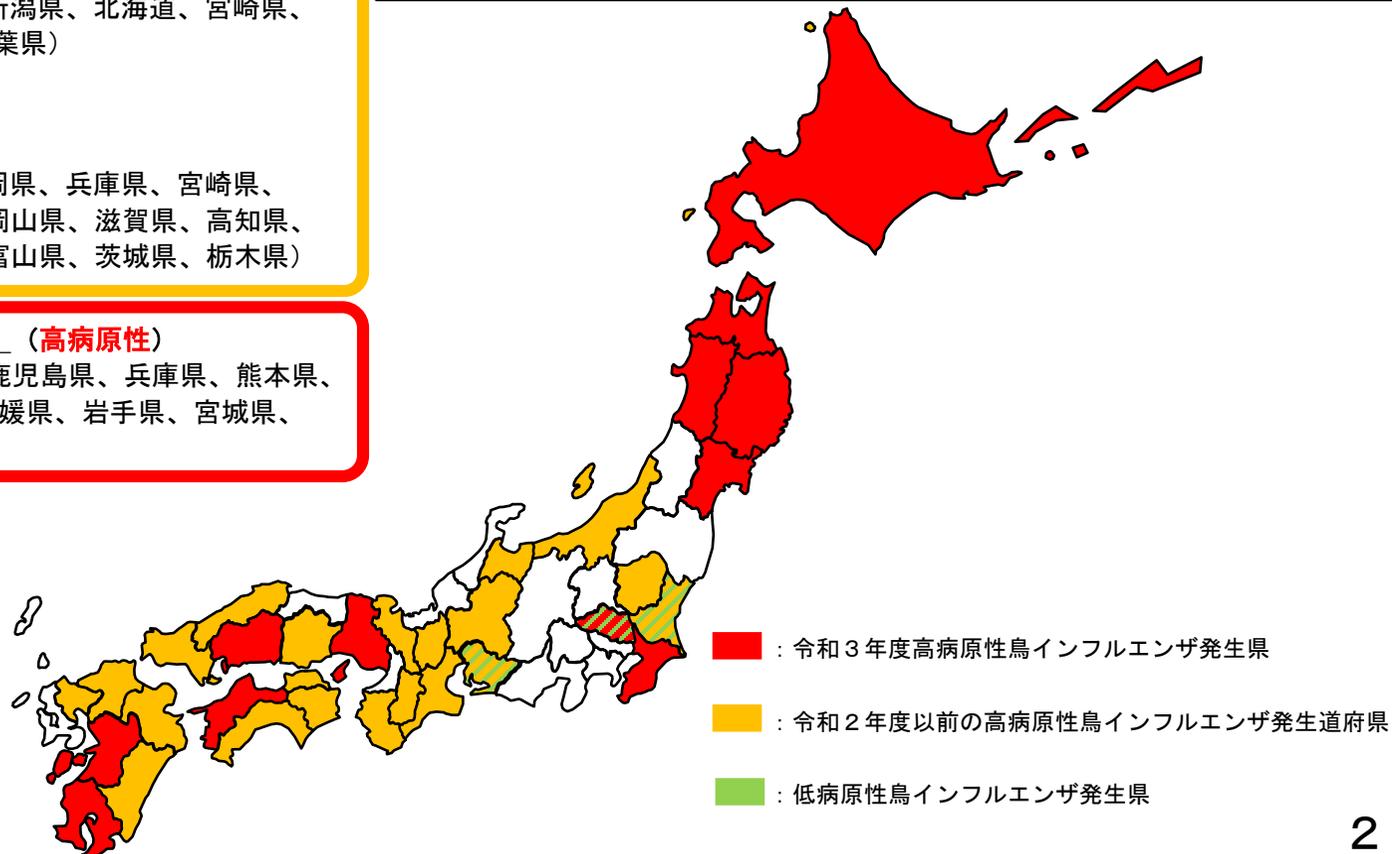
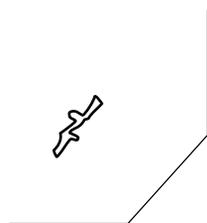
6～12月…2県41事例 約578万羽 (茨城県、埼玉県)

<平成20年度の発生> H7N6亜型 (低病原性)

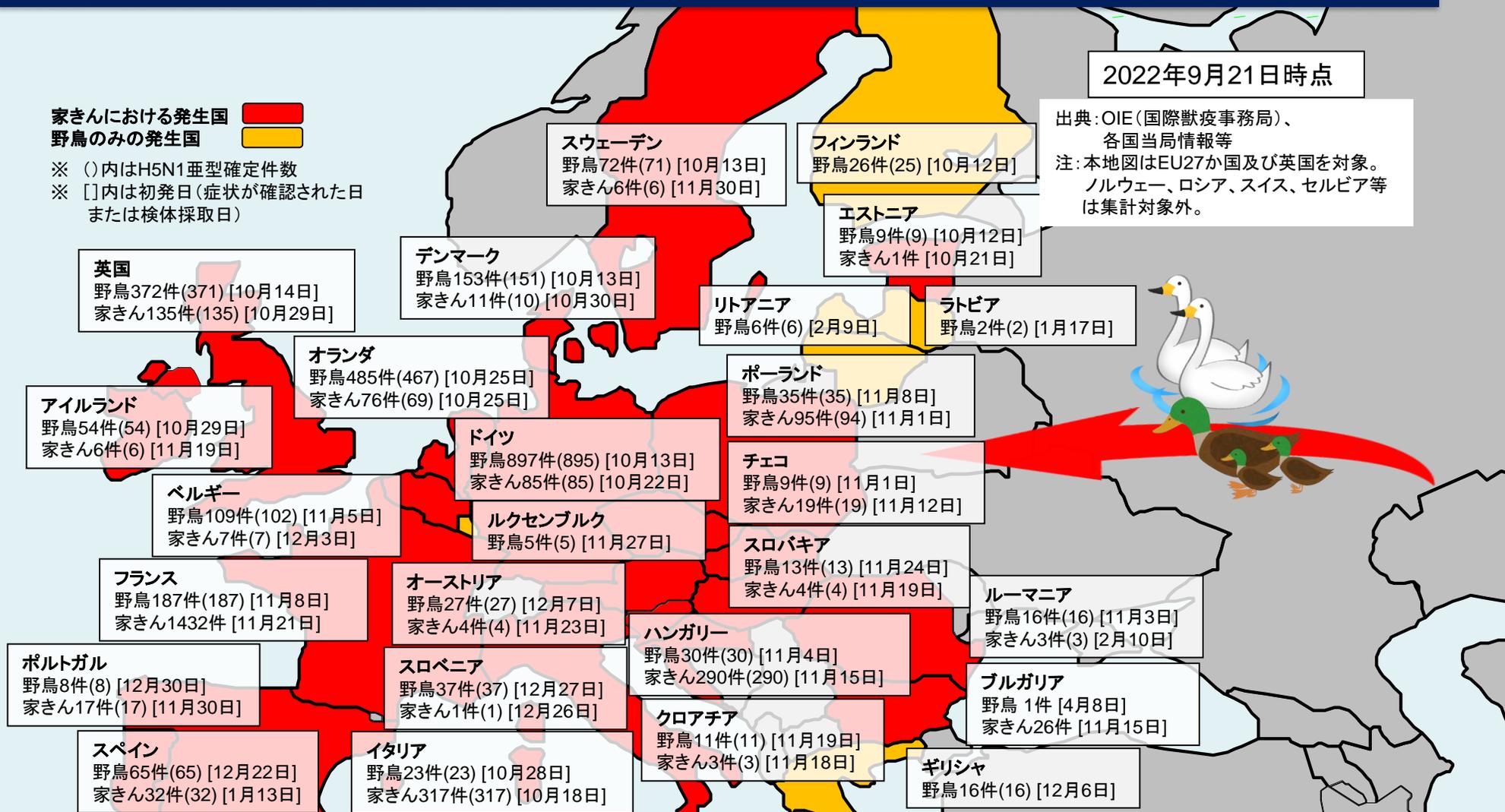
2～3月…1県7事例 (うずら) 約160万羽 (愛知県)

※野鳥における発生 (高病原性)

- ・平成20年 全3県
- ・平成22～23年 全16県
(他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)
- ・平成26～27年 全6県12例 (H5N8型)
- ・平成28～29年 全22都道府県 218例 (H5N6型)
- ・平成29～30年 全3都県45例 (H5N6型)
- ・令和2～3年 全18道県58例 (H5N8型)
- ・令和3～4年 全8道府県107例 (H5N1型/ H5N8型)



3 欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（2021年10月以降）



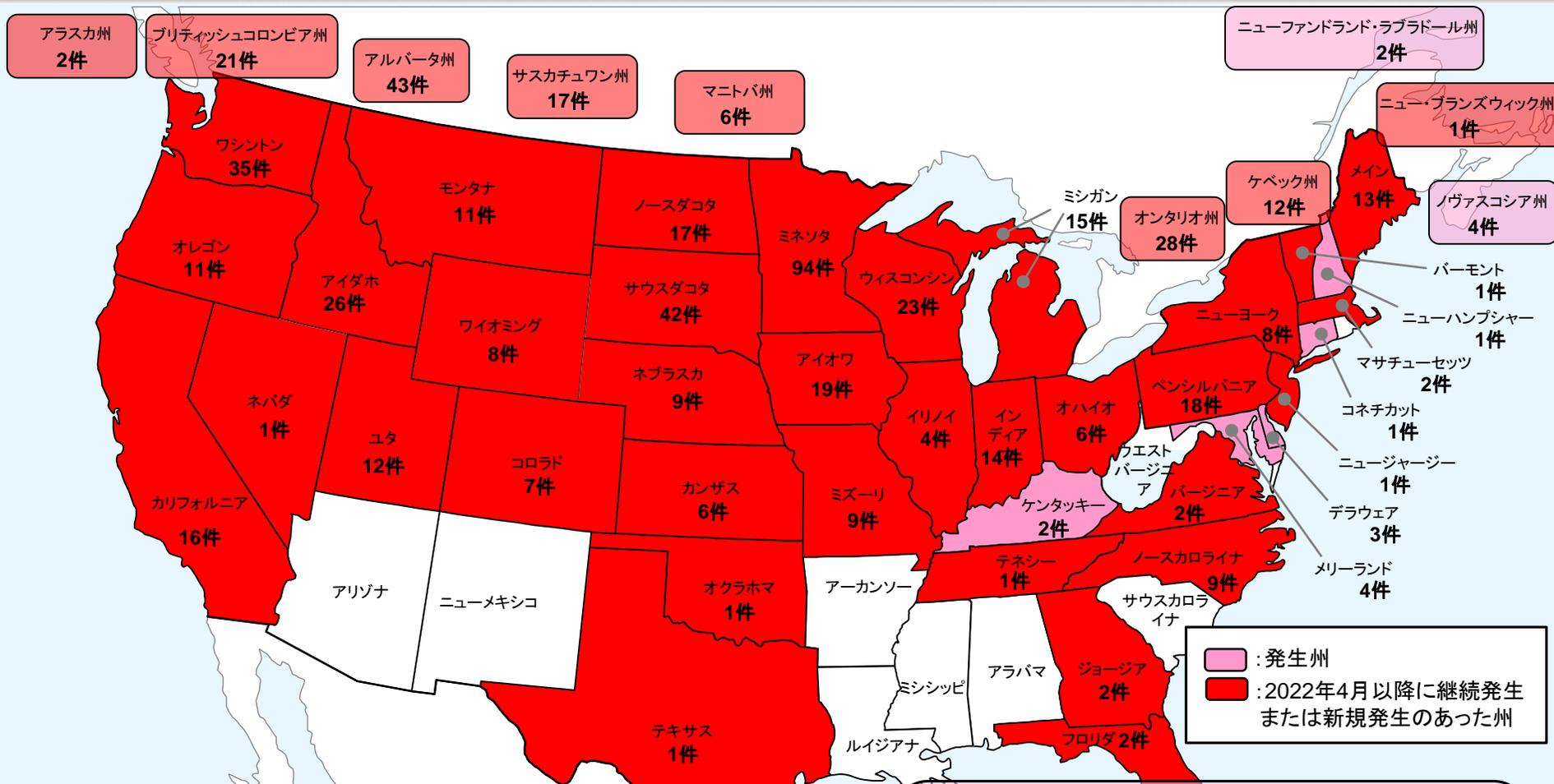
【今シーズンの発生に関するFAO(国連食糧農業機関)の見解】

ヨーロッパ西部で渡り鳥にH5亜型のHPAIが確認されており、渡り鳥の飛行ルート上にある国では侵入リスクが高い。9月中旬にロシア南東部の野鳥からH5N1 HPAIが検出されたのを皮切りに、ウイルスが西方に移動していることが報告されている。

【今シーズンの発生に関するEC(欧州委員会)の見解】

夏にロシアのカザフスタン国境付近の野鳥及び家きんにおいてH5N1 HPAIが発生。9月末にチェコで確認されたH5N1ウイルスは、2021年の春から夏に欧州で確認されたH5N1ウイルスとは異なる遺伝子型であった。

4 北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (2021年10月以降)



2022年 9月21日現在

裏庭農場での発生も含む。
 出典: 米国農務省動植物検疫局ウェブサイト、カナダ食品検査庁ウェブサイト、OIE-WAHIS

米国	カナダ
初発日: 2022年2月7日	初発日: 2022年2月4日
発生件数: 459件 (39州)	発生件数: 134件 (9州)
殺処分対象羽数: 44,651,574羽	殺処分対象羽数: 2,363,000羽

写

4 消安第 3392 号
令和 4 年 9 月 26 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

神奈川県伊勢原市で回収された死亡野鳥から A 型鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「令和 4 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和 4 年 9 月 22 日付け 4 消安第 3113 号農林水産省消費・安全局長通知）等により、万全を期すようお願いしているところです。

今般、韓国において野鳥の糞便から H5 亜型鳥インフルエンザウイルスが確認されているところですが、本日、環境省から神奈川県伊勢原市で回収された死亡野鳥から、A 型鳥インフルエンザウイルスが検出された旨、別添のとおりプレスリリースがありました。

各都道府県におかれましては、引き続き、家きん飼養者に対し、地域や関係団体と連携の上、特に、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再度の確認及び人・車両の出入りの厳重管理、③農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導及び助言を実施するよう改めてお願いします。

また、農場において本病が発生した場合に、迅速かつ円滑な初動対応が講じられるよう、改めて、必要な人員の確保、緊急連絡先の確認並びに必要な防疫資材の備蓄状況及び調達先の確認をしていただくとともに、防疫措置従事者の感染防止・健康管理に対応するため、公衆衛生部局及び精神保健主管部局との連携体制についても御確認いただきますようお願いいたします。

なお、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイト（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>）にて随時提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただきますようお願いいたします。

【担当】

農林水産省消費・安全局
動物衛生課防疫企画班
加茂前、田中、大塚、酒田
Tel:03-3502-8292



環境省報道発表

令和4年9月26日（月）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （疑い事例、神奈川県伊勢原市）

<神奈川県同時発表>

1. 神奈川県伊勢原市で令和4年9月25日（日）にハヤブサ1羽の衰弱個体が回収され、その後死亡。同年9月26日（月）に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 本事例は、今シーズンで一例目の、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生が疑われる事例となります。今後、本事例について、遺伝子検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザであるか否かを確認します。
3. この報告を受け、回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治（内線 6470）
室長補佐：村上 靖典（内線 6675）
専 門 官：庄司 亜香音（内線 6473）
担 当：兼松 賢人（内線 6477）

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
疑い事例	9/25	神奈川県	伊勢原市	死亡野鳥 (傷病保護され、その後死亡)	ハヤブサ	9/26	陽性	-	検査中	9/26

※ 現時点では、簡易検査でA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を国立環境研究所で実施予定です。

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

以上

野鳥との接し方について

○同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。

○死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

○日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いうがいをしていたいただければ、過度に心配する必要はありません。

○野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。